

# 宮城県中小企業等再起支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大によって業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模事業者が、早期の再起を図るため、販路開拓や生産性向上などに向けて取り組むことを支援します。

販路開拓・生産性向上の取組      補助上限額 100万円  
下限額 50万円

感染防止対策の取組      補助上限額 50万円

受付期間: 令和2年6月22日（月）～7月31日（金）消印有効

※ 途中で予算上限に達した場合、以降の募集は締め切らせていただきます。

## 1 補助対象となる企業は？

次の①～④をみたす宮城県内の中小企業・小規模企業（個人事業主も含みます。）

- ① 県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主
- ② 新型コロナウイルスの影響により令和2年1月以降のいずれか1か月間の売上が、前年同月比で30%以上減少していること
- ③ 新型コロナウイルスの影響から再起を図るための販路開拓や生産性向上等の経営計画を策定していること
- ④ 令和2年3月31日までに創業していること

※「経営計画」は、認定等支援機関（商工会、商工会議所）などで作成の支援を受けることもできます。

## 2 補助対象となる事業は？

新型コロナウイルスの影響から早期再起を図る事業の実施に必要な販路開拓や生産性向上のほか、感染防止対策に要する事業取組が対象です。

（例えば）

補助額	事業例
【販路開拓・生産性向上】 上限 100万円 下限 50万円	<ul style="list-style-type: none"><li>○ インターネット販売の強化費</li><li>○ Wi-Fi 設備やキャッシュレス機器導入</li><li>○ 新商品開発のための機械購入費</li><li>○ 店舗リニューアルのための改装費</li></ul>
【感染防止対策】 上限 50万円	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染防止のための啓発用ポスター、チラシの作成費</li><li>○ アクリル板・防護スクリーンの購入、施工</li><li>○ 換気設備（換気扇、空気清浄機等）、サーモカメラの購入、施工</li></ul>

### 3 補助対象の範囲は？

補助対象は、支援対象となる事業に必要な次の経費です（ただし、事業に要する必要最小限の経費とします。また、人件費・運転資金・マスクや消毒液等の消耗品などは対象外です。）。

- ① 広報費 ② 展示会等出展費 ③ 開発費 ④ 機械装置等費 ⑤ 外注費

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

### 4 補助額は？

- ① 販路開拓や生産性向上のための事業 上限100万円（約134万円以上の事業費の場合）  
下限 50万円（約67万円以上の事業費の場合）

② 感染防止対策の事業 上限50万円（約67万円以上の事業費の場合）  
上記限度額の範囲で、補助対象経費（税抜き）の3/4を補助します。（1/4の事業者負担があります。）

### 5 応募に必要な書類は？

・宮城県中小企業支援室のホームページからダウンロードしてください。

【宮城県中小企業支援室のホームページアドレス】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/covid19-saikisien.html>

・郵送を希望される場合は、210円切手を貼った返信用封筒（A4判が折らずに入る大きさのもの）を同封し、下記まで郵送ください。

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県 中小企業支援室

・そのほか、県庁1階又は県の合同庁舎の受付等でも入手可能です。

### 6 申請書の提出方法は？

申請書類を郵送で下記あてお送り願います。

<提出先>

送付先	連絡先	管轄地区
大河原地方振興事務所 地方振興部 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	<a href="mailto:oksinbk@pref.miyagi.lg.jp">oksinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0224-53-3199】	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
経済工商観光部 中小企業支援室 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1	<a href="mailto:chukisik@pref.miyagi.lg.jp">chukisik@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 022-211-3337】	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡
北部地方振興事務所 地方振興部 〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1-1	<a href="mailto:nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp">nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0229-91-0744】	大崎市、加美郡、遠田郡
北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部 〒987-2251 栗原市築館藤木5-1	<a href="mailto:nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp">nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0228-22-2195】	栗原市
東部地方振興事務所 地方振興部 〒986-0861 石巻市あゆみ野5丁目7番地	<a href="mailto:et-sinbk@pref.miyagi.lg.jp">et-sinbk@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0225-95-1414】	石巻市、東松島市、女川町
東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	<a href="mailto:et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp">et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0220-22-6112】	登米市
気仙沼地方振興事務所 地方振興部 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	<a href="mailto:kstssss@pref.miyagi.lg.jp">kstssss@pref.miyagi.lg.jp</a> 【TEL 0226-24-2593】	気仙沼市、南三陸町

<提出方法> 郵送のみ（7月31日（金）消印有効です）

途中で予算上限に達した場合、以降の募集は締め切らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から原則郵送での受付とします。

#### 【注意事項】

※ 当該事業の詳細は、補助金交付要綱及び手引きをご確認ください。

※ 法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない（補助金交付申請時）又は交付決定の取消（交付決定後）などの措置が講じられます。

※ 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求められることがあります。

※ 支払いも含め、令和2年12月31日（木）までに事業を全て終わらせてください。

#### 【問合せ先】

宮城県中小企業等再起支援事業相談ダイヤル

電話 022-211-3337

午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）